平成２８年（フ）第８４５号
大阪府門真市栄町20番５号　伸晃ハイツ401号
債務者　沖本智奈美
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４号
岡山市東区大多羅町142番地１フローラ都紀α205号、旧住所岡山市東区可知５丁目147番地１ベルエポックＫ　Ｃ－102号室
債務者　髙橋あゆみ
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２号
大分県中津市大字高瀬507番地
債務者　清原　波子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月12日午後１時50分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２８年（フ）第２７８号
横浜市南区弘明寺町字前田203番地14
債務者　持田　美緒
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８８号
横浜市西区浅間町３丁目228番地　長谷川コーポ１－Ｂ号
債務者　阿部　　基
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９８号
横浜市南区永田みなみ台２番10―1207号
債務者　相馬　和子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３号
大分県国東市武蔵町糸原3282番地６
債務者　難波　憲夫
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第１１１５９号
東京都新宿区天神町77―202
債務者　クレシ賢子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３４号
東京都足立区足立４丁目24―５―201
債務者　宮下裕次郎
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１号
静岡県袋井市浅羽1200番地の12
債務者　西尾　光弘
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２号
静岡県袋井市浅羽1200番地の12
債務者　西尾　美紀
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
東京都日野市万願寺６丁目11番地の３パークハイム202
債務者　向澤　菜美
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

免責許可決定

平成２７年（フ）第１１１６号
京都市左京区高野蓼原町57番地
破産者　由利　直也
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１９号
京都府木津川市梅美台１丁目５番地11　ベローチェ梅美台106号
破産者　矢野沙弥香
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２３号
京都市南区唐橋芦辺町５番地　唐橋市営住宅３棟305号
破産者　森上　節子
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４８号
京都市左京区静市野中町219番地１　ラッフィナート106号、前住所京都市左京区岩倉北桑原町50番地
破産者　堀端　洋公
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５２号
京都府木津川市加茂町里中森130番地
破産者　若林　孝治
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５５号
京都府宇治市槇島町落合210番地　落合マンション103号
破産者　石本　真之
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係